

みみの記念日 3月3日耳の日 6月6日補聴器の日 9月9日人工内耳の日 9月23日手話言語の国際デー

サポートセンター開設 10周年記念講演 「聴覚障害者と人権」 3/8(土) 講演要旨

= 江越正嘉 弁護士・社会福祉士 =



障がい者の権利について

- 憲法第13条は、すべて国民は個人として尊重される。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利は最大の尊重を必要とする。
- 憲法第14条は、すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、門地により差別されない。 **基本的人権が保障されている。**



I. 旧優生保護法と補償

今回の旧優生保護法の被害者に対する不妊手術は違憲であり、補償の請求を認める。

(令和6年7月3日 最高裁判決)

最高裁判決を受け、

- ・国は、原告に対し謝罪する
 - ・国は、原告に対し慰謝料を支払う(右図参照)
- ※問い合わせは、佐賀県旧優生保護法相談窓口
TEL:0120-525-856(フリーダイヤル・直通)

受付時間:午前9時~午後5時(平日)

FAX:0952-25-7300



補償金の支給

対 象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪))

支給額: 本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対 象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額: 320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対 象: 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額: 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

図:こども家庭庁 リーフレットより抜粋

II. 聴覚障害児の逸失利益裁判

大阪市生野特別支援学校生徒 = 難聴 当時11歳 = 死亡事故の損害賠償(逸失利益裁判)

一審は、被害者児童が先天性聴覚障害を理由に「労働能力に影響する既存障害があるから、これを斟酌(しんしゃく)し、全労働者平均賃金を相応に減額(85%)」と判決。

控訴審判決では、「被害者本人が健聴者と同様に働けることが合理的に予想でき減額される理由がない」とされた。

(令和7年1月20日 大阪高裁判決)



～ 雨の季節が来る前に備えましょう ～



昨年5月下旬の天気、覚えていますか？

実は、5月下旬に大雨が降りました。

5月26日午後10時から翌27日午前2時までの5時間で77mmの雨(佐賀)。また、同時期に台風1号が発生しています。聴覚障害者は雨音が聞こえず、特に夜間の雨には気づけないことがあります。日頃から天気予報を見るようにしましょう。

気象庁の3か月予報では、6月と7月前半は平年同様曇りや雨の日が多く、平均気温は高くなる見込みとのこと。

気象庁のアプリ 4/25 から全国展開 開始
現在地や登録した地点の天気、気温、風、降水量などが分かるアプリです。



デジタルアメダス



● 聴こえのセミナー (3月9日 センター会議室)

「良いきこえて、健康寿命を延ばそう」

九州リオン(株)
言語聴覚士・認定補聴器技能者
飛松 葉子さん



きこえ ハチマルサンマル うんどう

「聴こえ 8030 運動」

ご存じですか？

参加者で知っている人に手を挙げてもらいましたが、誰もいませんでした。



<https://kikoe8030.jibika.or.jp/>

「8020 運動(歯)」を知っている人は 50% ほど。耳の方はまだ知られていない。
「8030」これは、80歳で30dB(デシベル)の音(図書館で話すヒソヒソ声程度)が聞こえるようにしましょう、という運動です。
(日常生活の音声 60dB、掃除機 70dB)

● 加齢性難聴者への配慮

加齢性難聴の人は、

- ・小さい声は、聞こえない(聞こえにくい)
- ・言葉が分からない(音があるのは分かる)
- ・早口が苦手になる
- ・雑音の中では言葉が聞き取れない
- ・大きな音は響いて分からない

このため、ちょうど良い音量で、ゆっくり、はっきり、丁寧に話すことが大切です。



健康寿命を延ばすために

難聴を理由に社会参加をあきらめないで、コミュニケーションをとる機会を作りましょう！



難聴の脳には、トレーニングが必要
何歳でも脳は確実に変化していきます
大事なことは、補聴器の常時装用

耳にやさしい生活をしましょう

- ① 過度の騒音・大音量を長い時間聞き続ける → 途中、耳を休ませましょう。
- ② 生活習慣を見直しましょう。
- ③ 定期的に耳鼻咽喉科を受診しましょう。

補聴器と集音器の違い

形は似ていますが、別物です。

補聴器による難聴の改善

=耳のリハビリ= 専門家によるリハビリを。

<ポイント>

- ・補聴器は毎日使い続ける。
- ・音の調整 常時3か月くらいが目安、脳に覚えこませる。
- ・自ら能力を鍛えなおす。



高い音(子音)の区別が難しい&聴こえない
(例)佐藤(satou) → 加藤(katou)?
高菜(takana) → 魚(sakana)?
7時(shichiji) → 1時(ichiji)?

「7時に佐藤さんの家へ行きましょうね」



(1時に、ん? 7時?
佐藤さん? の家、
いや、加藤さん...??)

要予約

巡回 聴こえの相談

- 佐賀市 東与賀保健福祉センター
6月17日(火)10:00~15:00
- みやき町
コミュニティセンターこすもす館
7月15日(火)10:00~15:00



最新号!!



編集後記:最近は、『季節を感じる』というよりも『暑さ(寒さ)を感じる』ということが多いような気がします。kiyo

佐賀県聴覚障害者サポートセンター

〒840-0826 佐賀市白山二丁目 1-12 (佐賀商工ビル4階)
TEL: 0952-40-7700 FAX: 0952-40-7705
メールアドレス: info@saga-mimisapo.jp
ホームページアドレス: <http://saga-mimisapo.jp/>

<開館時間>

9:30 ~ 18:00

<閉館日>

毎週月曜日、祝日